

浄化槽設置事業費補助金関係書類の提出について

1 交付申請

a 交付条件

- 1 下水道認可区域、農業集落排水事業採択区域（高橋原地域の一部）、平尾下水処理場使用区域、集合処理施設設置区域（奥の谷及び花水木地域）を除く区域
- 2 居住の用に供する建築物又は延べ面積が2分の1以上を居住の用に供する建築物
※ その他、対象外となる条件がありますので事前にお問い合わせください。

b 提出書類

- 1 補助金交付申請書（様式第3号）
- 2 浄化槽設置届出書（写）添付書類も含む。
- 3 賃貸人の承諾書（写） *住宅等を借りている場合のみ。
- 4 浄化槽施工業者の契約不適合責任に関する覚書（写）
- 5 保証登録証（市町村用）
- 6 浄化槽登録証（写）
- 7 登録浄化槽管理表（C票）
- 8 見積書（写） ※浄化槽本体、工事内容等の内訳を明記。人槽も明記。
- 9 大臣交付の浄化槽設備士免状（写）
昭和62年度以前に資格を取得した浄化槽設備士は、（財）浄化槽設備士センター主催小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書。

2 実績報告

a 提出期限

工事完了日から1か月以内に提出。
（必ず浄化槽工事の全てが完了していること。）

b 提出書類

- 1 実績報告書（様式第8号）
転居を伴う場合は、浄化槽設置場所の住所で記入してください。
- 2 工事費領収書（写） ※浄化槽本体、工事内容等の内訳を明記。人槽も明記。
- 3 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
- 4 浄化槽法定検査契約書（11条検査）（写）
生活科学検査センターと交わした11条に基づく検査の契約書の写し。
- 5 設置工事確認検査表（チェックリスト）
- 6 設置工事の施工写真 ※別紙「菊川市浄化槽設置工事マニュアル」を参照。
- 7 口座振込依頼書又は預貯金口座の写しどちらか ※口座名義は、申請者本人のみ。
- 8 請求書 ※確定通知日、確定番号、日付は空欄。
- 9 単独処理浄化槽を廃止する場合は、浄化槽廃止届

3 注意事項

※請求書の一部を除き、全て記載すること。

※上記の順番にクリップで留めて（ホッチキス等で綴じこまない）提出してください。

※その他、不明な点等は事前に菊川市下水道課へお問い合わせください。

別表第1（第7条関係）

| 補助区分 | 人槽 | 補助基準額 |
|--------------------------------------|--------|------------|
| 用途区域において、新築、増築、改築又は付け替えに伴い浄化槽を設置する場合 | 5人槽 | 735,000円 |
| | 6～7人槽 | 851,000円 |
| | 8～10人槽 | 1,261,000円 |
| 用途区域外において、付け替えによる浄化槽を設置する場合 | 5人槽 | 531,000円 |
| | 6～7人槽 | 630,000円 |
| | 8～10人槽 | 903,000円 |
| 用途区域外において、新築、増築又は改築に伴い浄化槽を設置する場合 | 5人槽 | 144,000円 |
| | 6～7人槽 | 183,000円 |
| | 8～10人槽 | 243,000円 |

菊川市浄化槽設置事業費補助金

■申請から交付までの流れ

- ①補助金申請書類の提出
- ②補助金申請書類の内容審査、補助対象の確認
- ③交付決定通知書
- ④浄化槽設置工事 ④' 11条検査の契約
- ⑤実績報告書、11条検査契約書（契約済みのもの）の複写の提出
- ⑥実績報告書類の内容審査
- ⑦確定通知書の送付
- ⑧補助金の支払い（振込）

※本来なら⑦確定通知書の送付をした後に請求書を提出していただいて⑧補助金の支払い（振込）となりますが、手続きの効率化を図るため実績報告書と一緒に請求書を提出していただきます。

したがって、確定通知書受領後の申請者の手続きはありません。

- ・申請者が行う手続きです。
（水道業者、建築会社等が手続きを代行してくれるケースが多いので、その旨を確認してください。）
- ・ []市役所が行う手続きです。

担 当 菊川市役所 下水道課 (TEL 0537-35-0933)

菊川市浄化槽設置工事マニュアル

●施工写真

- 1 建物全景（施工前）
建物（家屋）が確認できるように広範囲で撮影。建築途中でも構わない。
- 2 施工前（浄化槽設置予定場所の掘削前の状況）
必ず浄化槽設備士が入ること。
- 3 掘削工
掘削深が1.5m（ベースコンクリート厚を含む。）を超える場合は矢板を設置すること。
- 4 基礎工（下部コンクリートスラブ）
スラブ配筋、底盤完成状況が確認できること。既製コンクリート盤を使用する場合は、寸法及び静岡県浄化槽協会認定シールが確認でき、設置後の水平が分かる状況を撮影すること。
- 5 浄化槽本体
本体に明記されているメーカー・型式・人槽が判読できること。
- 6 浄化槽据付状況
水張り、水平が確認できること。
- 7 良質土（砂）
材質・目の粗さを表記すること。
- 8 水締め
下段（底盤から30cm程）、中段（突き固め）、上段（完成）の3段階で撮影。
- 9 上部工（上部コンクリートスラブ）
転圧、スラブ配筋、嵩上げ状況が確認できること。
嵩上げは30cm以内とし、30cmを超える場合はピットを設置すること。
- 10 ブロー設置状況
ブロー本体、屋外用コンセント及びアースが入っていること。
- 11 施工完了（浄化槽設置場所の完成状況）
必ず浄化槽設備士が入ること。
- 12 放流経路、放流先
放流経路及び放流先が確認できるように広範囲で撮影。現場によっては複数枚で撮影。
- 13 建物全景（施工完了）
施工前の建物全景と同位置で撮影すること。建築途中でも構わない。

※付け替え補助の場合

- 14 作業前（既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽）
使用されている段階で撮影。
- 15 作業状況（撤去、取り壊し、埋め戻し等の状況）
作業内容が、請求書の項目と相違ないこと。
- 16 作業完了
撤去完了後の写真を撮影。

●注意事項

- 市の中間立合いがあるので、浄化槽据付日時を連絡してください。
- 工事に際しては、現場監督員（浄化槽設備士）が責任をもって監督、施工してください。

浄化槽施工業者の契約不適合責任に関する覚書

設置者（以下「甲」という）および施工業者（以下「乙」という）は、浄化槽設置整備事業費補助金の交付を受けた浄化槽に関し、下記の項目により覚書を締結し、甲と乙は信義誠実にこれを履行する。

記

- 1 甲は、浄化槽法第7条の規定による水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を決めてその種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものの修復を請求し、または補修にかわる損害賠償を求めることができる。
- 2 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が、甲の責に帰すべき事由である場合にはすることができない。
- 3 乙は、甲から第1項の規定により種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものの補修を求められた場合は、速やかに行わなければならない。

以上の覚書の証として本書2通を作成し、当事者記入のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 設置者 住所
氏名

乙 工事業者 住所
氏名